

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチ

リ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)(衆議院送付)要旨

この条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とチリとの間で課税権を調整するものであり、二〇一六年(平成二十八年)一月二十一日にサンティアゴで署名されたものである。この条約は、前文、本文三十箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には五パーセントを、その他の場合には十五パーセントを超えないものとする。

四、利子に対する源泉地国における税率は、銀行、保険会社等が受け取る利子については四パーセント、そ

他の場合には十パーセントを超えないものとする。

五、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用の権利に対して支払われる場合には二パーセント、その他の場合には十パーセントを超えないものとする。

六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

七、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。

八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。